○農林水産省告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市奥野字田渡一六五の一から一六五の四まで、字向谷一六六、字奥山一六七の一から一六七の四まで、一六七の五（次の図に示す部分に限る。）、一六七の六から一六七の九まで、一六七の五一、日高町奈佐路字コモ坂一一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一一〇の九、一一〇の一四から一一〇の一六まで、一一一、一一二の一、五五三、字寺林一一四の二、一一五、一一六、字知生一一八の一、一一八の二、字一ノ谷七〇、七〇の一から七〇の三まで、日高町羽尻字墓ガ谷四九の一、四九の二、字タカノス谷五〇、五〇の一、字赤土谷五一、五一の一、字メゲタワ五二、五二の一、字ソブタキ五三、字多十郎谷五四、字大サンド五五、五五の一、字火ノ手一一八の一、字下モ山一一九、一一九の一、字長トロ一二〇、字大谷一二八から一三〇まで、一三五から一三七まで、一四〇、一四一、字寺谷一四二の一から一四二の三まで、字間杉一四三の一、一四三の二、一四三の七、一四三の九、字迎山一四四から一四七まで、一五三から一五六まで、字不動坂一五九の一、一五九の二、一五九の四、一五九の五、字本谷一六〇の一から一六〇の三まで、一六一の一から一六一の三まで、字ミミ谷一六二の一、一六二の三から一六二の五まで、一六二の九から一六二の一一まで、字大栃谷一六三の一、一六三の二、一六三の七、一六三の八、字西畑一六四の一から一六四の七まで、字宮ノ谷一六五の一から一六五の七まで、字小室一六六の一、一六六の二、一六六の四、字ウド谷一六七の一から一六七の四まで、字狼ケ平一六八、字ナメラ谷一六九、字幸森一七〇の一から一七〇の三まで、一七〇の五、一七〇の六、日高町東河内字西芦野一二の一、字瀧ノ尻四三、四四、五一から五四まで、字ナメラ谷一一三の一、一一三の二、一一三の四から一一三の八まで、字本谷一一四の一から一一四の三まで、一一五の一、一一五の二、一一六から一一九まで、字城山一二〇、字ハイヲ一二一から一二四まで、一二六、一二七、一二八の一から一二八の三まで、一二九の一から一二九の三まで、但東町坂津字奥山西側九二の二一（次の図に示す部分に限る。）、但東町佐田字クラカケ六一の一、字心谷八七の一、八七の三、八七の二二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐田字心谷八七の二一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市・加賀郡吉備中央町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに高梁市役所及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

阿智村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。